

○足立区への提言、要望等に関する取扱規程

平成 22 年 9 月 1 日訓令甲第 24 号

庁中一般

足立区への提言、要望等に関する取扱規程を次のように定める。

足立区への提言、要望等に関する取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、足立区への提言、要望等に関する記録、報告等の取扱を定めることにより、不正行為の要求及び不当要求を抑止し、もって区政の透明性を確保し、区政への信頼を高めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 提言、要望等 区政に関する外部からの意見をいい、提言、要望、相談、苦情を含むものとする。

(2) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員及び同条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員をいう。

(3) 特定要求 提言、要望等のうち、次に掲げるものをいう。ただし、事実若しくは手続の確認又は提供することに支障がない資料等を求めるにすぎないもの、情報提供をするもの、陳情書、要望書、申立書等適式に作成された書面によるもの及びその他の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるものを除く。

ア 正当な理由なく、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。

イ 正当な理由なく、特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げることを求めること。

ウ 正当な理由なく、執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに執行しないことを求めること。

エ 区が当事者となる契約において、区以外の契約の当事者に不当な利益が生ずることを求めること。

オ 職務上知り得た秘密を漏らすことを求めること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、法令その他の規程等に違反することを求めること。

(4) 不当要求 暴力行為、どうかつ、面会の強要、長時間の居座り、職員に対する誹謗、中傷その他の社会的相当性を逸脱する手段によって、職員の公正な職務の遂行を妨げることとなることが明白な行為又は当該行為を背景とした要求をいう。

(職員の責務及び対応)

第 3 条 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の姿勢を堅持するものとし、提言、要望等に対しては、誠実かつ公正に対応しなければならない。

2 職員は、特定要求又は不当要求（以下「特定要求等」という。）に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けたときは、直ちに当該職員を管理し、及び監督する職員（以下「管理職員等」という。）に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、この場合において、職務上知り得た秘密を漏らすことを求める要求であるときは、当該要求を行った者に対し、当該情報が守秘義務が課された情報である旨を伝えて明確に拒否するものとする。

3 前項の場合において、職員は、直ちにその内容を特定要求等対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）に記録するものとする。ただし、別に既存の記録様式がある場合は、記録票に代えて当該記録様式を使用することができる。

4 第2項の規定により、職員から報告を受けた管理職員等は、特定要求等の内容に応じて、部下の職員の公正な職務を確保するために必要な指示を行い、及び措置を講じるとともに、直ちに記録票の写しを提出することにより、当該事実を公益監察事務局に通報しなければならない。

5 公益監察事務局は、総務部参事（ガバナンス担当）付副参事（コンプライアンス推進担当）とする。

（公益監察事務局等の対応及び支援）

第4条 前条第4項の規定による通報を受けた公益監察事務局は、直ちに通報内容を区長に報告する。この場合において、当該要求等が不当要求であるときは、記録票の写しを政策経営部区民の声相談課（以下「区民の声相談課」という。）に回付するものとする。

2 特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員又は当該職員から報告を受けた管理職員等は、当該要求等が特定要求に該当し、又は該当すると思料される場合にあつては公益監察事務局に、不当要求に該当し、又は該当すると思料される場合にあつては区民の声相談課に、必要に応じて相談を行うことができる。

3 特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等があったことを知った職員は、当該要求等を受けた職員又は管理職員等が適切な対応又は通報等を行っていないものと思料されるときは、公益監察事務局又は区民の声相談課（以下「公益監察事務局等」という。）に相談することができる。

4 公益監察事務局は、前2項の規定による相談に関して必要があると認めるときは、足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（平成18年3月28日17足総総発第2800号）第3条第1項に規定する公益監察員（以下「公益監察員」という。）に助言を求めることができる。

5 公益監察事務局等の職員は、第2項及び第3項の規定による相談に関して、相談者等を適切に支援するとともに、相談者の秘密の保持等に十分配慮しなければならない。

6 特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員又は当該職員から報告を受けた管理職員等は、当該要求等に関する状況を適宜、公益監察事務局等に

報告しなければならない。

7 公益監察事務局等は、当該特定要求等に関する情報を適宜区長に報告し、必要な指示等を受けなければならない。

(区長、副区長及び教育長の責務及び対応)

第5条 区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）は、自ら特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた場合には、第3条第1項及び第2項を遵守すべき規準として行動するものとする。

2 前項の場合において、区長等は、当該要求等について、必要に応じて公益監察事務局等に情報提供し、公益監察員の助言を受けることができる。

(特定要求等への回答等)

第6条 特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求に対する回答は、原則として文書又は口頭により行うものとする。

(記録票の管理及び公開)

第7条 特定要求等に該当し、又は該当すると思料される要求等を受けた職員及び管理職員等は、常に記録票の記録内容が正確かつ最新となるよう努めるとともに、当該特定要求等への対応が終了したと認められた時点において、当該記録票の写しを公益監察事務局に提出しなければならない。

2 公益監察事務局は、前項の規定により記録票が提出されたときは、これを速やかに区長の供覧に付さなければならない。

3 記録票は、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条の規定により開示義務から除かれるものを除き、同条例に基づく開示の対象となる。

4 特定要求等を行った者から記録票の開示を求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条の規定により開示義務から除かれるものを除き、速やかに当該要求等に関する記録票の写しを提示するものとする。

(記録票の保存)

第8条 記録票は、各課及び公益監察事務局において保存するものとする。

2 記録票の保存年限は、5年とする。

(第三者評価)

第9条 区長は、この規程の運用状況について、第三者の評価を受けなければならない。

2 前項の第三者は、公益監察員とする。

3 区長は、第1項の評価を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成29年2月1日訓令甲第1号）

この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、この訓令の発令日以後に受けた特定要求又は不当要求について適用し、同日前に受けた特定要求

又は不当要求については、なお従前の例による。

付 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令甲第 16 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の足立区への提言、要望等に関する取扱規程の規定は、施行日以後に受けた特定要求等について適用し、同日前に受けた特定要求等については、なお従前の例による。

付 則（令和 5 年 3 月 31 日訓令甲第 17 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）